

平成23年4月1日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき議員の数(28)……………1
- 秋田県議会議員一般選挙の選挙長及び同職務代理者の選任(29)……………1
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙会の開催場所及び日時(30)……………2
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(31)…3
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(32)……………4
- 直接請求における選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(33)……………5
- 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の3分の1の数(34)……………5

選挙長告示

- 秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(1)……………5
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時(2)……8

選挙管理委員会告示

秋選管告示第28号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)第1条第1項及び秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成9年秋田県条例第48号)の規定により、任期満了による秋田県議会議員の一般選挙を次のとおり行うので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第5項の規定により、告示する。

その選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成23年4月10日
- 2 選挙すべき議員の数

秋田市選挙区	13人
能代市山本郡選挙区	4人
横手市選挙区	4人
大館市選挙区	3人
男鹿市選挙区	1人
湯沢市雄勝郡選挙区	3人
鹿角市鹿角郡選挙区	2人
由利本荘市選挙区	4人
潟上市選挙区	1人
大仙市仙北郡選挙区	5人
北秋田市北秋田郡選挙区	2人
にかほ市選挙区	1人
仙北市選挙区	1人
南秋田郡選挙区	1人

秋選管告示第29号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田市選挙区

選挙長	秋田市大町四丁目3番44号	田 中 伸 一
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市千秋矢留町7番44号	信 夫 秀 紀
能代市山本郡選挙区		
選挙長	能代市字昇平岱29番地22	高 堂 康 男
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市千秋矢留町5番14号 矢留公舎201号	齊 藤 英 晴
横手市選挙区		
選挙長	横手市鍛冶町3番34号	山 本 晃
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市八橋本町四丁目7番13号	三 浦 頼 彦
大館市選挙区		
選挙長	大館市字長木川南85番地1	安 藤 紘
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市飯島松根西町7番33号	加賀谷 均
男鹿市選挙区		
選挙長	男鹿市船川港船川字栄町75番地	佐々木 洋 悦
選挙長の職務を代理すべき者	男鹿市船川港金川字金川台1番地74	小 玉 一 克
湯沢市雄勝郡選挙区		
選挙長	湯沢市西新町3番24号	武 田 捷
選挙長の職務を代理すべき者	仙北郡美郷町金沢西根字元村69番地	照 井 孔 誠
鹿角市鹿角郡選挙区		
選挙長	鹿角市花輪字寺ノ後116番地1	根 市 國 夫
選挙長の職務を代理すべき者	男鹿市脇本浦田字菅ノ沢96番地の1	金 田 恵
由利本荘市選挙区		
選挙長	由利本荘市鳥海町才ノ神字前谷地31番地	村 上 佐左衛門
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市川尻上野町6番35号	山 口 武 秀
潟上市選挙区		
選挙長	潟上市天王字二田22番地	薄 田 博
選挙長の職務を代理すべき者	潟上市飯田川下虻川字街道上一本木52番地	三 浦 永 寿
大仙市仙北郡選挙区		
選挙長	大仙市大曲船場町二丁目1番46-2号	佐々木 優
選挙長の職務を代理すべき者	仙北郡美郷町六郷東根字北紀の国17番地	高 橋 光
北秋田市北秋田郡選挙区		
選挙長	北秋田市脇神字脇神囲ノ内62番地	畠 山 勇 悦
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市御野場新町二丁目13番16号	飯 塚 政 範
にかほ市選挙区		
選挙長	にかほ市金浦字金浦21番地	佐々木 眞 澄
選挙長の職務を代理すべき者	にかほ市象潟町関字三平田12番地2	須 田 一 治
仙北市選挙区		
選挙長	仙北市田沢湖生保内字堂ノ前35番地2	佐々木 昭 雄
選挙長の職務を代理すべき者	仙北市田沢湖生保内字牛沢114番地1	熊 谷 直 人
南秋田郡選挙区		
選挙長	秋田市千秋城下町8番39号	庄 司 善一郎
選挙長の職務を代理すべき者	秋田市牛島西一丁目4番23号	小 裕 真 吾

秋選管告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定に基づき、平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	場 所	日 時
秋 田 市	秋田県庁正庁	平成23年4月13日 午前10時30分
能 代 市 山 本 郡	山本地域振興局大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分

横 手 市	平鹿地域振興局福祉環境部研修室	平成23年4月13日 午前10時30分
大 館 市	北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
男 鹿 市	男鹿市役所第1会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
湯 沢 市 雄 勝 郡	雄勝地域振興局大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
鹿 角 市 鹿 角 郡	鹿角地域振興局大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
由 利 本 荘 市	由利地域振興局第1会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
潟 上 市	潟上市役所天王庁舎正庁	平成23年4月13日 午前10時30分
大 仙 市 仙 北 郡	仙北地域振興局大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
北秋田市北秋田郡	北秋田地域振興局大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
に か ほ 市	にかほ市役所象潟庁舎大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
仙 北 市	仙北市役所田沢湖庁舎第4・5会議室	平成23年4月13日 午前10時30分
南 秋 田 郡	秋田地域振興局福祉環境部大会議室	平成23年4月13日 午前10時30分

秋選管告示第31号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年条例第60号）第4条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	場 所	日 時
秋 田 市	秋田県選挙管理委員会事務室	平成23年4月1日 午後5時30分
能 代 市 山 本 郡	山本地域振興局内 秋田県選挙管理委員会山本分室	平成23年4月1日 午後5時30分
横 手 市	平鹿地域振興局内 秋田県選挙管理委員会平鹿分室	平成23年4月1日 午後5時30分
大 館 市	北秋田地域振興局県税部内 秋田県選挙管理委員会大館分室	平成23年4月1日 午後5時30分
男 鹿 市	男鹿市役所男鹿市選挙管理委員会事務局内 秋田県選挙管理委員会男鹿市分室	平成23年4月1日 午後5時30分
湯 沢 市 雄 勝 郡	雄勝地域振興局内 秋田県選挙管理委員会雄勝分室	平成23年4月1日 午後5時30分
鹿 角 市 鹿 角 郡	鹿角地域振興局内	平成23年4月1日 午後5時30分

	秋田県選挙管理委員会鹿角分室	
由利本荘市	由利地域振興局内 秋田県選挙管理委員会由利分室	平成23年4月1日 午後5時30分
潟上市	潟上市役所潟上市選挙管理委員会事務局内 秋田県選挙管理委員会潟上市分室	平成23年4月1日 午後5時30分
大仙市仙北郡	仙北地域振興局内 秋田県選挙管理委員会仙北分室	平成23年4月1日 午後5時30分
北秋田市北秋田郡	北秋田地域振興局内 秋田県選挙管理委員会北秋田分室	平成23年4月1日 午後5時30分
にかほ市	にかほ市役所にかほ市選挙管理委員会事務局内 秋田県選挙管理委員会にかほ市分室	平成23年4月1日 午後5時30分
仙北市	仙北市役所仙北市選挙管理委員会事務局内 秋田県選挙管理委員会仙北市分室	平成23年4月1日 午後5時30分
南秋田郡	秋田地域振興局福祉環境部内 秋田県選挙管理委員会南秋田分室	平成23年4月1日 午後5時30分

秋選管告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区	支出金額の制限額
秋 田 市	候補者一人につき 5,608,300円
能代市山本郡	候補者一人につき 5,531,900円
横 手 市	候補者一人につき 5,639,300円
大 館 市	候補者一人につき 5,751,800円
男 鹿 市	候補者一人につき 6,275,500円
湯 沢 市 雄 勝 郡	候補者一人につき 5,595,400円
鹿 角 市 鹿 角 郡	候補者一人につき 5,344,400円
由 利 本 荘 市	候補者一人につき 5,396,000円
潟 上 市	候補者一人につき 6,300,500円
大 仙 市 仙 北 郡	候補者一人につき 5,482,100円

北秋田市北秋田郡	候補者一人につき	5,327,300円
にかほ市	候補者一人につき	5,813,400円
仙北市	候補者一人につき	6,025,400円
南秋田郡	候補者一人につき	5,776,500円

秋選管告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,473

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

220,604

秋選管告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年4月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,184
能代市山本郡	26,214
横手市	27,940
大館市	22,310
男鹿市	9,540
湯沢市雄勝郡	20,427
鹿角市鹿角郡	11,601
由利本荘市	24,032
潟上市	9,641
大仙市仙北郡	31,768
北秋田市北秋田郡	11,464
にかほ市	7,684
仙北市	8,536
南秋田郡	7,536

選 挙 長 告 示**選挙長告示第1号**

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

秋田市選挙区選挙長 田 中 伸 一

1 平成23年4月1日 午前10時30分前 秋田県議会大会議室

2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 秋田県選挙管理委員会事務局

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

能代市山本郡選挙区選挙長 高 堂 康 男

- | | | | |
|---|-----------|------------|------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分前 | 山本地域振興局大会議室 |
| 2 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分以後 | 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室 |

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 山 本 晃

- | | | | |
|---|-----------|------------|------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分前 | 平鹿地域振興局福祉環境部研修室 |
| 2 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分以後 | 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室 |

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

大館市選挙区選挙長 安 藤 紘

- | | | | |
|---|-----------|------------|----------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分前 | 北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室 |
| 2 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分以後 | 北秋田地域振興局県税部内秋田県選挙管理委員会大館分室 |

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

男鹿市選挙区選挙長 佐々木 洋 悦

- | | | | |
|---|-----------|------------|----------------------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分前 | 男鹿市役所第3会議室 |
| 2 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分以後 | 男鹿市役所男鹿市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会男鹿市分室 |

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

湯沢市雄勝郡選挙区選挙長 武 田 捷

- | | | | |
|---|-----------|------------|------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分前 | 雄勝地域振興局大会議室 |
| 2 | 平成23年4月1日 | 午前10時30分以後 | 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室 |

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 根 市 國 夫

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 鹿角地域振興局大会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

由利本荘市選挙区選挙長 村 上 佐左衛門

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 由利地域振興局大会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

潟上市選挙区選挙長 薄 田 博

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 潟上市役所天王庁舎正庁
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 潟上市役所潟上市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会潟上市分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

大仙市仙北郡選挙区選挙長 佐々木 優

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 仙北地域振興局大会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

北秋田市北秋田郡選挙区選挙長 畠 山 勇 悦

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 北秋田地域振興局大会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

にかほ市選挙区選挙長 佐々木 眞 澄

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 にかほ市役所象潟庁舎第一会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 にかほ市役所にかほ市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会にかほ市分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選

挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

仙北市選挙区選挙長 佐々木 昭 雄

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 仙北市役所田沢湖庁舎第1会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 仙北市役所仙北市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会仙北市分室

選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

南秋田郡選挙区選挙長 庄 司 善一郎

- 1 平成23年4月1日 午前10時30分前 秋田地域振興局福祉環境部大会議室
- 2 平成23年4月1日 午前10時30分以後 秋田地域振興局福祉環境部内
秋田県選挙管理委員会南秋田分室

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

秋田市選挙区選挙長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田県選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

能代市山本郡選挙区選挙長 高 堂 康 男

- 1 場所 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 山 本 晃

- 1 場所 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

大館市選挙区選挙長 安 藤 紘

- 1 場所 北秋田地域振興局県税部内秋田県選挙管理委員会大館分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

男鹿市選挙区選挙長 佐々木 洋 悦

- 1 場所 男鹿市役所男鹿市選挙管理委員会事務局内秋田県選挙管理委員会男鹿市分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

湯沢市雄勝郡選挙区選挙長 武 田 捷

- 1 場所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 根 市 國 夫

- 1 場所 鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

由利本荘市選挙区選挙長 村 上 佐左衛門

- 1 場所 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室
- 2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

潟上市選挙区選挙長 薄 田 博

- 1 場所 潟上市役所潟上市選挙管理委員会事務局内秋田県選挙管理委員会潟上市分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

大仙市仙北郡選挙区選挙長 佐々木 優

1 場所 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

北秋田市北秋田郡選挙区選挙長 畠山 勇悦

1 場所 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

にかほ市選挙区選挙長 佐々木 眞澄

1 場所 にかほ市役所にかほ市選挙管理委員会事務局内秋田県選挙管理委員会にかほ市分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

仙北市選挙区選挙長 佐々木 昭雄

1 場所 仙北市役所仙北市選挙管理委員会事務局内秋田県選挙管理委員会仙北市分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県議会議員一般選挙

南秋田郡選挙区選挙長 庄 司 善一郎

1 場所 秋田地域振興局福祉環境部内秋田県選挙管理委員会南秋田分室

2 日時 平成23年4月7日 午後5時30分

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号